

# IV 法曹養成

法曹養成法科大学院協力センター 副委員長 藤本 一郎

## 1 はじめに

～当会における法曹養成シンポの成果を日弁連シンポの議論の土台に～

本年（平成 22 年）9 月 11 日に開催される日弁連の第 24 回司法シンポジウム（以下、「日弁連シンポ」という。）が間近に迫っている。ここで開催される 3 つの分科会のうちの 1 つとして法曹養成分科会が設けられ、そこでは**法曹養成の現状と課題**が議論される予定である。<sup>[注1]</sup>

ところで、大阪弁護士会で本年 3 月 6 日に開催された「法曹養成制度シンポジウム～法曹養成の課題—その現状と民事法教育のあり方～」（以下「当会シンポ」という。）も、日弁連との共催として行われ、日弁連シンポのプレシンポという位置づけを受けていた。当会シンポは、2 部構成で行われ、第 1 部「**法曹養成制度の現状の諸問題**」では法曹養成過程の各段階（法科大学院、司法試験、司法修習、採用）についての最新状況の報告がなされ、第 2 部「**法科大学院教育と司法修習での教育—文書作成教育と実体法教育（民事）を中心に—**」ではパネルディスカッションの形式で法科大学院及び司法修習における文書作成教育に焦点を絞った議論が行われた。また、当会シンポの開催に先立ち、法律事務所や、新司法試験に合格した法科大学院修了生からアンケートを取得し、その結果を当会シンポで公開した。<sup>[注2]</sup>

本稿では、日弁連シンポの法曹養成分科会における議論の活性化、特に、表面的抽象的な議論では

[注1] 日弁連シンポの概要については、自由と正義61巻7号(2010年7月号)99～102頁。[http://www.nichibenren.or.jp/ja/event/data/100911\\_pam.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/event/data/100911_pam.pdf) 参照。

[注2] 当会シンポの報告要旨については、法学セミナー666号(2010年6月号)40頁。

なく、より実情に即した議論が行われることを願い、当会シンポ及びその準備として行われたアンケート結果から判明した法曹養成の現状と課題について、2 点に絞って論じ、若干の私見を述べてみたい。

なお、本稿は筆者の個人的見解であって、本会及び法曹養成法科大学院協力センターを代表するものではないことを念のため付言する。

## 2 法科大学院入学者の多様性の確保と採用問題

優秀な法曹を養成し世の中に送り出すには、多数の多様な人材が法曹を目指し、選抜を経て法科大学院に入学することが前提となる。ところが、現状はこの点に行き詰まりが見られる。行き詰まっている原因を発見し改善することが必要となるが、私は、**この行き詰まりの原因が採用問題に起因しており、しかも採用問題は、単純に需要の伸び悩みと法曹人口増によるだけではなく、ミスマッチ、すなわち採用側が法科大学院教育を受けた人材に期待する人材と、現実に法科大学院から供給される卒業生の志望との間の齟齬によりもたらされている面があることを指摘したい**。当会シンポの成果もふまえながら、この点を検証したい。

まず、多数の多様な人材が法曹を目指しているとは言えない状況になりつつある現実を確認する。法務省と文部科学省が共同で設立したワーキングチームによる本年 7 月 6 日付「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（とりまとめ）」（以下、「WG 検討結果」という。）によると、法科大学院の競争倍率（受験者数÷合格者数）が 2 倍に満たない法科大学院が平成 22 年度は全 74 校中 40 校存在した。入学者に占める非法学部

【表1】法律事務所アンケート結果の概要

【質問第2,3】「新人弁護士を採用する際に、次の要素の中から、特に重視する点を、最大5つまで選んで下さい。」

	全回答中 (108)	(%)	所属弁護士 20名以上(17)	(%)	所属弁護士 20名未満(91)	(%)
1 体力	25	23.1%	3	17.6%	22	24.2%
2 人柄	99	91.7%	16	94.1%	83	91.2%
3 見かけ・外見	5	4.6%	0	0.0%	5	5.5%
4 年齢・若さ	22	20.4%	2	11.8%	20	22.0%
5 性別	7	6.5%	0	0.0%	7	7.7%
6 思想・信条	12	11.1%	0	0.0%	12	13.2%
7 出身法科大学院の名前・評判	10	9.3%	3	17.6%	7	7.7%
8 出身大学・学部の名前・評判	11	10.2%	1	5.9%	10	11.0%
9 出身法科大学院での成績	23	21.3%	11	64.7%	12	13.2%
10 出身大学・学部での成績	7	6.5%	1	5.9%	6	6.6%
11 出身法科大学院が所属弁護士と同一	3	2.8%	0	0.0%	3	3.3%
12 出身大学・学部が所属弁護士と同一	3	2.8%	0	0.0%	3	3.3%
13 司法試験の成績	32	29.6%	10	58.8%	22	24.2%
14 司法試験の受験回数	3	2.8%	0	0.0%	3	3.3%
15 社会人としての経験	21	19.4%	1	5.9%	20	22.0%
16 語学能力	5	4.6%	2	11.8%	3	3.3%
17 法律以外の資格	3	2.8%	0	0.0%	3	3.3%
18 外国法曹資格	1	0.9%	0	0.0%	1	1.1%
19 社交性	45	41.7%	6	35.3%	39	42.9%
20 リーダーシップ	11	10.2%	2	11.8%	9	9.9%
21 知性・アカデミックさ	42	38.9%	5	29.4%	37	40.7%
22 事務所の雰囲気合うか	96	88.9%	14	82.4%	82	90.1%

色つき=上位5つの重視する点

出身者及び社会人の割合は年々減少している。<sup>[注3]</sup>  
適性試験の受験者数も、当初の五分の一となっている。<sup>[注4]</sup>

この行き詰まりの原因は様々である。合格率及び合格者数の伸び悩みも一因であろう。当会シンポにおいては、合格率の問題にも言及があったが、合格後の採用問題（就職難問題）が影響しているとする旨の発言も相次いだ。

採用問題については、マスコミも近時、センセー

[注3] 法科大学院の入学者ベースで見ると、法学部卒か否かについては、初年度平成16年度は法学部卒65.5%だったのが、平成22年度は78.9%となっている。社会人が否かについては、平成16年度は48.4%が社会人経験者だったのが、平成22年度は24.1%となっている。

[注4] 法科大学院入学を目指す人の殆どが受験する独立行政法科大学入試センターの実施する「適性試験」の受験者数が、初年平成15年に35,521人、その後、21,344人、17,798人、16,630人、14,273人、11,842人、9,360人、そして今年平成22年は7,898人と、一貫して減少を続けている。http://www.dnc.ac.jp/modules/cfile/index.php?page=visit&cid=16&lid=779参照。

ショナルな報道を続けている。本年7月19日朝日新聞朝刊では、2頁にわたり新人弁護士が採用して貰えず厳しい生活を続けていることが報道され、大きな話題となった。また、「軒弁」とか「即独」というタームは新司法試験開始後に広まり、世間でも知られる用語となりつつある。多数の多様な人材が法曹を目指すことを期待する方がむしろ困難といえる程の悪循環が生じつつある。

このような採用問題は、一般には法曹の需要が拡大していないのに、合格者が増え供給過多になり、法律事務所勤務弁護士として採用されない、という需給の問題だと理解されている。ただ、私見によれば、採用する側と、採用される側とのミスマッチの問題も、かなり大きいように感じる。この点は、例えば、近時、当会で新規に登録する弁護士のうち、およそ2割が登録後約1年半で事務所の登録の変更をしているとい

**う事実**<sup>[注5]</sup>からも、うかがい知ることができると思われる。また、当会シンポで提供されたアンケート結果からも、その実情を理解することができるので紹介したい。

当会は、東京・大阪に存在する新司法試験合格者を採用した経験があると思われた法律事務所に対し、本年2月に採用に関する様々なアンケートを実施した。回答があったのは108事務所である。その設問中、22ほどの要素を挙げて、採用する際に相手に求める要素として最大5つを回答して貰うような設問を設けた。その結果、【表1】のとおり「人柄」(92%)、「事務所の雰囲気合うか」(89%)、「社交性」(42%)、「知性・アカデミックさ」(39%)、「司法試験の成績」(30%)、「体力」(23%)、「法科大学院の成績」(21%)、「社会人経験」(19%)の順の回答になった。なお、アンケート結果を所属弁護士数が20名を超えるか否かで分類すると多少異なる傾向(成績重視の傾向)が現れるが、それでも成績が人柄や雰囲気を超える要素にはならない。

ところが、採用される側となる法科大学院の学生や修習生の中には、成績以外に意識が飛ばないように見える者が少なくない。弁護士は法律家である以上、法的な能力の高さは必要であるが、自由業を営む事業家であるという側面もあるから、事業家としての夢を抱き、それを実現するためのプランを描く必要がある。アンケートが示すような人柄の良さや社交性も必要だ。その業態にもよるが、法律以外の語学能力やセンスも必要になる。弁護士である以上社会正義への意識も、実行力につながる熱い想いも欲しい。にもかかわらず、これらの点についてまるで無意識である者が多い。そのような職業人と

[注5] 弁護士の登録名簿による。2008年12月に当会に登録した新61期修習生であったと思われる159名の弁護士のうち、2010年7月までに事務所の登録を変更した者が33名存在した。但し、移籍ではない事務所名の変更(一見して明らかなのは1名)、当初から予定されていた移籍(例えば法テラスへの移籍は8名)等も含んでいる。

なお、参考までに2007年12月に当会に登録した新60期修習生であったと思われる107名の弁護士のうち、2010年7月までに事務所の登録を変更した者が37名存在した。移籍ではない事務所名の変更(一見して明らかなのは4名)、当初から予定されていた移籍(例えば法テラスへの移籍は3名)等も含んでいる。

しての設計が弱いままでは、採用する側に採用したいと思ってもらえないし、採用されても、大学院時代に描いていた法曹像とのギャップに苦しむ(それが採用後の移籍につながっている)のではなかろうか。

このようなミスマッチは、法科大学院における実務架橋教育が十分ではないことが一因ではないだろうか。一部の法科大学院では、いまだにエクスターンが実施されていない。また、実施されているとしても、その枠に制限がある。折角多数の実務家が法科大学院に送り込まれているのに、法科大学院の学生が、実務家のスピリットを感じきれず、ある種の純粹培養がされてしまっていないだろうか。司法修習における実務修習期間は短く、法科大学院が架橋教育を放棄すれば、ミスマッチは益々拡大しかねない。

採用問題は法曹養成制度のゴールの問題であり、避けて通れない重大な問題である。もっとも、この点は、平成21年4月17日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(以下、「特別委員会」という。)がとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(以下、「特別委員会報告」という。)やWG検討結果においても十分に検討がされているとはいえない部分である。日弁連シンポでも現時点において大きな議論がなされる予定はないように聞き及んでいるが、弁護士においてまず議論を高め、役所や法科大学院側に伝えることが重要である。

### 3 法科大学院を中心とする 文書作成教育について

法科大学院・司法試験・司法修習と連なる教育の質的向上策については様々な議論がある。ここでは、当会シンポで問題として取り上げた、文書作成教育の重要性を強調する。日弁連シンポの「法曹養成分科会」でも、教育の在り方についての議論がなされる予定であるが、是非、**文書作成教育の重要性**に注目して頂きたい。

まず、当会シンポの議論状況を簡単に紹介したい。当会シンポの議論の中で、文書作成教育の必要性への言及が続いた。ところが、一部の法科大学院からは、思うように文書作成教育ができる訳ではないという趣旨の発言を頂いた。下手に文書作成教育をすると、「司法試験の受験指導」と非難され、認証評価等で悪影響が出る可能性があるのだそうである。慶應大学事件が頭をよぎる。他方、法科大学院の評価は、司法試験合格率が重視され始めており<sup>[注6]</sup>、いわゆる受験指導はできないとしても、司法試験合格にもつながるような文書作成教育がなければ生き残れない状況になりつつある。法科大学院における文書作成教育の方向性に、少なからずの混乱が生じているのである。法科大学院の教え方が悪い、と簡単には言い切れない事情があるのだ。

そもそも法曹は、準備書面であれ判決であれ意見書であれ、説得力ある文書を作成せねばならない職業である。その合格判定である司法試験・2回試験<sup>[注7]</sup>の大半が文書作成試験であることについても、一定の合理性がある<sup>[注8]</sup>。要するに文書作成教育をしないということはある得ない筈である。ところが、理由は何であれ、これを法科大学院がやってくれないから、新司法試験の時代になってからもなお、一部の法科大学院の学生は、結局予備校教育に頼るといふ事態が続いている。

一部の法科大学院の側に教育内容をどうすべきかについて躊躇が生じていることもあってか、法科大学院における教育内容、その中でも特に文書作成教育の取り組みにも大きな格差が生じている。

[注6] 特別委員会報告でも「合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。」と明記され、本年3月12日の特別委員会の「法科大学院における組織見直しの促進法策について」では、そういった「司法試験の合格状況が低迷している」法科大学院につき、「法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直すこと」が明記された。

[注7] 現在は、新司法試験・2回試験のいずれにおいても、口述試験は廃止されている。

[注8] 但し、現在の採用問題のミスマッチを考えると、司法試験において面接試験を復活させ、人対人の受け答えにおいて大きな問題がある者は司法試験において排除すべきかもしれない。

当会が、毎年、新司法試験合格者向けに合格発表直後の10月に実施している「事前研修」では、最後に参加した合格者に対しアンケートを実施している。アンケートの内容は毎年少しずつ変えているが、自校の教育で司法試験に対応できたか?という設問を継続して尋ねている(回答者は全員合格者なので「対応できなかった」という選択肢はやや不思議なのであるが、趣旨としては自分は合格できたが、大学院の教育はダメだったということになるだろうか)。その結果の一部は【表2】のとおりである。これによると、出身法科大学院によって、母校の教育に対する評価がはっきり分かれる。例えば、**A 法科大学院出身者の場合、自大学の民事教育に対する評価は非常に高く、法科大学院のみの教育で「ほぼ十分」対応可能と考える者が2008年、2009年とも9割前後いたのに対し、B・G・Eの3大学院では、「やや不十分」「不十分」が2008年、2009年とも8割前後を占めるなど、現時点における法科大学院の格差がはっきりと示されている【表2-2】。**

格差の全てが文書作成教育の取り組みの差という訳ではない。しかし、教育内容について、「やや不十分」「不十分」な原因として、「講義内容」を指摘する声が最も多い(民事教育につき61%。【表2-3】)ものの、**文書作成教育の不足を意味する「起案不足」も相当数現れた(民事教育につき45%。【表2-3】)。**そして民事の「起案不足」についても出身法科大学院別にまとめると、一部例外はあるが、概ね、**法科大学院の教育に対し不満を持っている合格者が多い法科大学院について、「起案不足」という不満が多く見られる傾向となった【表2-4】。**

WG検討結果では、認証評価に問題があることについて多少の記載が盛り込まれた。今後、**法科大学院が認証に過度に敏感にならず文書作成教育をする自由が広がることが期待される。**他方で、法科大学院教育の内容については抽象的指摘が目立ち、文書作成教育が重要であるという意見は記載されていない。法科大学院の教育内容について、具体的にどこに問題があるのか、日弁連シンポでどこまで

**【表 2】 司法試験合格者アンケート結果の概要**

【表 2-1】 法科大学院で受けた教育で司法試験に対応できたか？（2009 年）

	十分	ほぼ十分	やや不十分	不十分
民事	48	77	61	68
刑事	34	81	101	39
公法	51	92	73	38
選択	106	90	33	24

【表 2-2】 (2-1 の分析)

一定数以上の回答を得られた 9 法科大学院の出身者別の、法科大学院で受けた「民事」教育で司法試験に対応できたか否かに関する回答（無回答者がいるので、4 選択肢の合計が 100% とならない）

[2009]

法科大学院名	十分	ほぼ十分	合計	やや不十分	不十分	合計
A	52%	37%	89%	7%	2%	9%
B	0%	20%	20%	36%	44%	80%
C	17%	44%	61%	25%	14%	39%
D	0%	37%	37%	47%	16%	63%
E	0%	4%	4%	20%	72%	92%
F	19%	13%	31%	31%	38%	69%
G	6%	6%	13%	25%	63%	87%
H	22%	28%	50%	22%	17%	39%
I	23%	62%	85%	15%	0%	15%

[2008]

法科大学院名	十分	ほぼ十分	合計	やや不十分	不十分	合計
A	59%	32%	91%	3%	0%	3%
B	0%	12%	12%	12%	77%	88%
C	18%	39%	56%	10%	26%	36%
D	4%	27%	31%	27%	31%	58%
E	0%	0.0%	0%	56%	35%	91%
F	0%	4%	4%	54%	29%	82%
G	0%	18%	18%	32%	46%	77%
H	26%	26%	52%	7%	37%	44%
I	14%	57%	71%	0%	14%	14%

【表 2-4】 (2-3 の分析)

一定数以上の回答を得られた 9 法科大学院の出身者別の、法科大学院の教育で対応できなかった原因が民事の「起案不足」とであると回答した比率（2009 年）

【表 2-3】

アンケートで「対応できたか」に対し「不十分」「やや不十分」（以下「不満」という。）と回答した者に対し、その原因を尋ねた（複数選択可）。（2009 年）

	基礎概念・知識不足	体系的理解不足	条文知識不足	判例知識不足	起案不足	講義内容
民事	47	42	29	19	58	79
刑事	37	36	16	14	60	74
公法	29	29	13	19	60	58
選択	26	18	11	6	31	27

法科大学院名	起案不足／不満数	起案不足／回答数
A	60%	6%
B	45%	36%
C	50%	19%
D	17%	11%
E	65%	60%
F	23%	16%
G	50%	44%
H	29%	11%
I	100%	15%

踏み込めるかは不明であるが、我々の側から声を上げ、法科大学院の教育内容を支援していくことは重要である。

## 4 最後に

法曹養成制度については、近時の採用問題や給費制問題の影響もあり、**ともすれば「昔は良かった」「昔に戻せ」と言わんばかりの議論がなされることがある。しかし、そもそも「昔」に問題がない訳ではなかったからこそ今の制度ができたのである。中長期的には、日本の法曹の需要を拡大し、その拡大された需要に対**

**応可能な法曹を供給するというのが、我々法曹が生き残っていく正攻法であり、そのために法科大学院を中心とする法曹養成は必要であろう。また、法曹増員を本当に昔の水準に戻せば、世界との差が益々大きくなりかねない。隣国では、弁護士（律師）が 15 万 6000 人しかいないのに、年間およそ 10 万人もの司法試験合格者を出している<sup>[注 9]</sup>。日弁連シンポでも、そのような中長期的な、広い視点から、しかし具体的に議論が行われることを強く期待したい。**

[注 9] 非公式な推計ではあるが、2009 年の中華人民共和国の司法試験は、約 42 万人が出願し、約 37 万人が受験し、約 10 万人が合格したと言われる。弁護士数は、2008 年末の中華律師協会発表数（筆者が直接聞いた数）であり、それ以後の推移があるので現在はもう少し多いと思われる。